

第1章 名 称

本会は名古屋市立豊正中学校生徒会といます。

第2章 目 的

本校生徒は、学校ならびに地域社会における諸問題の積極的解決に参加、努力することによって、自主性・協同性・親和性を養い、より一層楽しい豊かな正しい学校生活を建設します。

第3章 構 成

本会は名古屋市立豊正中学校生徒で構成します。本校職員は顧問となり、本会の目的を達するためにその指導にあたります。

第4章 役 員

1. 本会には次の役員をおきます。

会長、副会長、書記、会計、学年正副代表、常任委員長。

2. 会長、副会長、書記、会計は生徒の直接選挙によって選びます。

3. 学年正副代表は学年生徒会で選びます。

4. 役員の任期は前期（4月～9月）と、後期（10月～3月）の二期に分け、再選をさまたげません。

5. 会長は1名で生徒会の長となり議会、委員会、集会の召集を行います。

6. 副会長は2名で会長を補佐します。

7. 書記は2名で、議会の記録、告示、通信、文書受付などを行います。

8. 会計は1名で、本会の財政事務を担当します。

9. 学年正副代表は各学年1名ずつで、学年を代表します。

10. 常任委員長はそれぞれの常任委員会を代表して議会に出席します。

第5章 議 会

1. 議会は目的達成のための最高決議機関です。

2. 議会は各常任委員長、学年正副代表および議員によって構成されます。議員は各クラスの議員がなります。

3. 議長団は、正副議長の2名で構成し、議会で選出し、議会を召集することもできます。

4. 議会は月1回を定例とし、必要に応じ臨時に開くこともできます。

5. 議会は議員の資格を有する者の3分の2以上の出席をもって成立するものとします。

6. 議事の決定は、特別の定めのある場合のほかは出席議員の過半数の賛成によってきめます。

7. 議会によって議決されたすべての業務、報告、決議および修正は議員によって学校全体に伝達されます。

第6章 学年生徒会

1. 学年生徒会は議会によって議決されたことを実行し、学年の問題解決にあたる機関です。

2. 学年生徒会は、学年正副代表およびクラス代表で構成されます。クラス代表は各クラスの男女室長になります。

3. 学年生徒会の運営は、学年代表があたり、学年生徒会を召集することもできます。

4. 学年生徒会は、月1回を定例とし必要に応じて臨時に開くこともできます。

5. 学年生徒会、学級代表の資格を有する者の3分の2以上の出席をもって成立するものとします。

6. 議事の決定は、出席クラス代表の過半数の賛成によってきめます。

7. 学年生徒会によって議決されたすべての事務、報告決議および修正は、クラス代表によって学年全体に伝達されます。

第7章 常任委員会

1. 常任委員会は生活、美化、文化、図書、保健、体育、給食の7委員会をおきます。
2. 各学級には前項に従って各委員をおきその任期は生徒会役員の任期に準じます。
3. 各委員会は各学級で選出された委員により構成されます。
4. 各常任委員長は各委員会において委員の互選によって選びます。
5. 常任委員長は委員会を召集し、会の運営に当たります。
6. 各委員会は月1回を定例とし、次の項目を研究・立案し実行します。

ただし、急を要する重要問題のあるときは、このほかに開くことができます。

生活委員会…よりよい学校生活を送るための活動、あいさつ運動

美化委員会…校内環境の整備

文化委員会…お昼の放送など

図書委員会…図書館整備、開館事務など

体育委員会…体育的行事

保健委員会…健康啓発活動

給食委員会…ミルク給食

第8章 特別委員会

重要問題を協議する必要があるときは、議会の決議により特別委員会を設けることができます。

第9章 連絡会

会長もしくは副会長が委員会相互の問題や委員会とクラブ間の連絡の必要があると認めたときには連絡会を召集することができます。

第10章 承認

会長は決議事項について必ず学校長の承認をうけて実行します。

第11章 改正

1. 本校生徒会会則を改正するには、生徒議会の総議員の3分の2以上で発議し、全校生徒の3分の2の賛成がなければなりません。
2. 前項の提案は本校生徒の誰がしてもよく、この場合生徒会長に申し出ること。
3. 以上によって改正された場合は、学校長の承認を受けた後、生徒会長は生徒会の名において公布します。

生徒会役員選挙規定

第1章 総 則

第1条 この規則は生徒会役員の選挙について定めるものである。

第2章 選挙管理委員会

第2条 選挙管理委員会は、各学級より男女を問わず選出された1名の選挙管理委員で構成する。

第3条 委員の任期は1年とし、他の委員会と兼ねることができる。ただし、委員が役員に立候補したときは、そのクラスで新たにこれを選出する。また、委員が役員の推薦責任者になる場合も、そのクラスで新たにこれを選出する。

第4条 委員会には、委員の互選により選ばれた委員長・副委員長各1名を置く。

第5条 委員会の定足数は2分の1以上とし、議決は出席委員の過半数で決定する。可否同数のときは委員長の決定による。

第6条 委員会は次のことを決定し、その他の選挙事務一切をする。

1. 選挙告示
2. 立候補受付期間
3. 選挙運動期間
4. 投票日
5. 投票場
6. 開票日
7. 係員
8. 選挙運動の限定

第3章 立候補および届け出

第7条 豊正中学校の生徒ならだれでも立候補できる。

第8条 立候補者は定められた期間内に所定の手続きをへて選挙管理委員会に届け出なければならない。

第9条 立候補受付期間中に立候補者数が定員に満たないときは、受付期間を延長する。

第10条 立候補者数定員と同数の場合は信任投票を行い、有効投票数の過半数で信任とする。不信任となった場合は、その役職のみ速やかに再告示・再選挙を行う。

第4章 選挙運動

第11条 立候補者並びに推薦者は次の選挙運動ができる。

1. ポスターの掲示
2. 立会演説会
3. 校門での呼びかけ
4. その他選挙管理委員会が決めたこと

第12条 選挙運動に公共物を許可なく使用してはいけない。

第13条 会員は正当な選挙運動を妨げてはいけない。

第5章 投票および開票

第14条 投票は無記名で本人が自書して行う。

第15条 次の場合は無効投票となる。

1. どの候補者を記載したか、はっきりしないもの。
2. 定められた数よりも多く記載したもの。
3. 定められた表記に従わないもの。
4. 定められた以外の用紙を使用したもの。

第16条 当選者は有効投票の最多数をえたものから決める。得票数同数の場合は決選投票をする。

第6章 修 正

第17条 この規則の修正は議会の過半数によって可決され、職員会・学校長の承認によって行う。

第7章 補 則

第18条 役員の選挙は前期においては前年度に行い、後期にはその期の始まるまでに行う。

第19条 生徒会役員に欠員が生じ、余す任期が2か月以上ある場合は、補欠選挙を行う。方法は定期選挙に準ずる。